

第2部

近代社会と虎屋

第1章 明治時代の虎屋

幕末から明治維新へ…。この時期は、日本が近代国家としての新生に向けて離陸を始めたときでもあった。新政府は近代産業の育成に力を入れ、文明開化のかけ声のもと西洋の新しい文化や生活様式が導入された。キャラメル、チョコレート、ケーキ、アイスクリームといった西洋菓子が日本にもたらされたのも、この頃である。

この時代は虎屋にとっても転機となった。京都で長年御所御用の役目を果たしてきたが、東京遷都という思ってもみない事態に直面し、東京へ進出するか、それとも京都に残るかの決断を迫られることになった。

1 明治初期の虎屋

一、洋菓子の成長と和菓子業界

明治初年の東京と岐路に立たされた老舗菓子屋

明治維新によって東京の町は大きく変貌した。それまで支配層として江戸の中心にいた徳川幕府の

(1) 弊社とは関係がない。

(2) 旗本・三嶋政養が残した明治二年(一八六九)九月十一日の日記によると、金沢丹後や、幕府御用ではなかったものの当時羊羹で有名だった鈴木越後など、江戸でも指折りの名店が「いずれも瓦解におよぶ」とある。『旗本・三嶋政養日記』徳川氏旗本藤月三嶋氏四百年史刊行会昭和六十二年(一九八七)十月

(3) 松屋山城は「松屋常盤」として現在も盛業中(京都市中京区堺町通丸太町下ル)

幕臣たちは新政府の前に一転して敗者となった。彼らに残された道は険しく、宗家を継いだ徳川家達に従って移封された駿府(現静岡市)へ向かうか、あるいは帰順して新政府に仕えるか、それとも武士をやめて帰農、帰商の道を選ぶか、いずれかの選択を迫られ、多くの者が東京を去った。このうち東京に残って商売を始めた者の多くは、自らの所持品を商品として骨董屋になったり、料理屋や汁粉屋を開いたりなどした。しかし、しよせんは「士族の商法」。失敗して店を閉じるものが後をたたず、東京の町は職を失った武士たちであふれた。政権交代による困窮は市民も同様で、江戸に屋敷があった地方の大名がそれぞれの領国へ引き揚げたため失業する者が多く、商人たちもそれまでの顧客の大部分を失った。

このような状況下で、幕末の幕府御用菓子屋を勤めた大久保主水^{もんじ}、鯉屋山城、宇都宮内匠^{たくみ}、虎屋織江^い、金沢丹後の五軒はいずれも店をたたんでいる⁽²⁾。

一方御所御用を勤めていた京都の菓子屋は、虎屋近江、二口屋能登、松屋山城の三店。このうち二口屋は、天保年間(一八三〇〜四四)に虎屋に吸収され、すでに経営の実態を失っていたので事実上は虎屋と松屋の二店になるが、東京への遷都が決まったときの両者の対応は異なった。

松屋が京都に残って営業を続けたの⁽³⁾に對し、虎屋は東京にも店を設けることで経営の維持を図った。対応こそ異なっても京都の両店は苦境を乗り切ること成功した。その意味で明治維新後、ほとんど姿を消してしまった江戸の幕府御用の菓子屋と比べると、大きなコントラストをみせている。

洋菓子 の 出現 と 普及

文明開化による新しい西洋文化の導入は、菓子の世界にも大きな影響を与えた。洋菓子やパンの普及である。これらはそもそも輸入によってもたらされた舶来品であるが、明治二年(一八六九)に東京の芝で、木村安兵衛、英三郎親子が文英堂(現木村屋總本店)を開いてパンを製造するようになったのを皮切りに、次第に洋菓子屋、パン屋が開店するようになった。



12代光正

二、東京遷都をめぐって

十二代黒川光正の決断

さて明治二年（一八六九）春の東京遷都は、十二代黒川光正に明治天皇に随行して新天地に向かうのか、それとも京都に残るかの難しい選択を迫った。

東京という全く新しい環境で仕事を始めるのは大変なことである。とはいえ、当時虎屋の売り上げの半分は御所関係が占めており、このまま京都に残っても果たして店の経営が成り

(4) 『木村屋総本店百二十年史』 木

村屋総本店 平成元年（一九八九）五月

(5) 池田文廬庵 『日本洋菓子史』 日本洋菓子協会 昭和三十五年（一九六〇）九月

とりわけ画期的だったのは木村屋が明治七年にパンを膨らませるために、米と糀による「酒種」を使うことを考えつき、さらにそのなかに餡を入れたことだった。その味は日本人の好みにぴったりで、発売と同時に大人気を博した。その後八年には、侍従山岡鉄舟の推挙によって明治天皇にも献上された。その際あんぱんの中央には、桜の花の塩漬けが埋め込まれたが、これを天皇はことのほか気に入られ、「引き続き納めるように」と言われたという⁽⁴⁾。

また、明治七年には村上光保が麴町に洋菓子店（後の村上開新堂）を開店⁽⁵⁾し、風月堂も京橋で洋菓子の店を始めた。もともと諸大名の御用を勤めていた風月堂は、五代目大住喜右衛門のときに明治維新に遭遇した。時代の変化をいち早く感じとった喜右衛門は、ただちに番頭の米津松造を横浜に遣わして洋菓子作りを勉強させた。松造は六年に暖簾分けされて両国若松町に店を開くが、その成果が翌七年に完成した「リキュール・ボンボン（宝露糖）」であり、八年の国産ビスケット大規模製造の成功であった。

そのほかでは、後に森永製菓を創設した森永太一郎もアメリカで洋菓子の製造を学んで帰国後、明治三十二年赤坂溜池に工場を建て、やがてキャラメルをはじめとする洋菓子興隆の一時代をつくることになる。

(6) 虎屋文庫「菓子史料探訪記」名古屋・つくは祿屋」「和菓子」第三号 平成八年（一九九六）三月

(7) 『明治天皇紀』第二 吉川弘文館 昭和四十四年（一九六九）三月

(8) 御書院番の阿部進太郎か、あるいは御小姓組の阿部四郎五郎の屋敷と考えられる（場所はいずれも現千代田区神田錦町一丁目）。

(9) 現千代田区丸の内一丁目四番、日本工業倶楽部所在地。伝奏屋敷は、江戸時代、武家伝奏や朝廷の使者の宿所として設けられた。

立つかどうか、見当もつかない状況だった。

光正が苦渋の末に下した決断は、とりあえず二口屋の名跡を継いでいた庶兄の黒川光保を名代として東京に送り、出張所を設けてしばらく状況をみようというものであった。その理由には、①当時はまだ明治天皇が再び京都御所へ戻られる可能性が考えられた、②光正自身には持病があり、健康に十分な自信が持てなかった、③光保は前年の行幸でも明治天皇に同行しており、光正は彼を適任と考えた、などがあげられる。

光保、東京に店舗を構える

『明治天皇紀』⁷⁾によると明治天皇が東京遷都のため京都御所を出発されたのが明治二年（一八六九）三月七日。途中伊勢神宮、熱田神宮、岡崎、浜松、小田原などを経て同月二十七日品川着、二十八日に皇居入りされた。

光保は、途中吉原宿（静岡）より先行して三月二十六日に東京入りした。到着すると、当初は神田小川町の旗本安部勘十郎屋敷を宿所としたが、すぐ伝奏屋敷⁸⁾に居を替え、そこで仕事を始めた。その間の事情について光保は手紙で光正に次のように報告している。

一筆申し上げます。次第に汗ばむ気候になってまいりましたがいかがお過ごしでしょうか。去る二十八日、天皇陛下はご機嫌うるわしく東京にお着きになりました。私も道中つつがなく、吉原宿より急ぎ二十六日東京に着きましたのでご安心ください。留守中はどうですか？ さぞご苦労されていることと思いますが、どうかよろしくお願いいたします。持病はいかがでしょうか。案じております。お大事になさってください。

旅宿の件については、用度司の役人や御用商人などはすべて小川町の安部勘十郎という旗本の屋敷にお世話になっていますので、私も同様の方法をとりましたが、当所からは御所へは十三〜十四町（約一・四〜一・五キロメートル）も離れていて、御用もままなりません。

(10) 現中央区八重洲二丁目二番一号、
住友生命八重洲ビルの一角

いろいろ掛け合った結果、辰の口伝奏屋敷の会計官のところに寄宿させてもらうことにしました。二十七日から大工二十四〜二十五人を雇って改装を開始、昨日完成し引越しました。以前より広くなり、使い勝手もよくなりましたので御安心ください。…(中略)…ご家族、おマサ殿(光正の妻)へもよろしくお伝えください。

明治二年(一八六九)四月一日「書状(東京の近況報告)」その後光保は南横町⁽¹⁰⁾に居を移している。ここではじめて独立した出張所を設けて、本格的な活動を始めることになった。

コラム 明治元年行幸について

明治天皇は、東京遷都に先立ち明治元年(一八六八)に東京に行幸されたが、その折、天皇が召し上がる菓子を用意するため、光保らが同行している。また、行幸の途中で菓子を下賜する場合には、その菓子を地元の菓子屋と共同作業で作ることもあったようだ。

例えば九月二十七日、天皇は熱田神宮を参拝後、稲の収穫をご覧になって、刈り取りをした農民一同に菓子を賜り労をねぎらわれた。この時は熱田(名古屋)のつくは祿屋が調進したのだが、同家の史料には「御用御膳方黒川能登之掾、川端道喜右両家出張二相成申候」という記述があり、光保と御用粽餅屋川端道喜がつくは祿屋に出向き、菓子の製造に立ち会った、あるいは共同で作ったと思われる。

下賜用の菓子は、菊の御紋の焼印が押された直径三寸

(約九センチメートル)の饅頭で、三〇〇〇個作られた。このほか天皇が召し上がる菓子もここで作られた。御用を勤めるに際し、つくは祿屋の軒先には菊の御紋の提灯が吊るされ、家には注連縄が張られたという。

また行幸が終了した明治二年一月十五日、光保からつくは祿屋の主人に礼状が送られた。そのなかには「御地御通行砌ハ差掛り御用之儀申談 段々御心配被下速ニ御用弁ニ相成」とあり、ここからも両者が協力して菓子の製造にあたったことが推察できる。

*1 「明治天皇紀」第一 吉川弘文館 昭和四十三年(一九六八)十月

*2 つくは祿屋は天明初年(一七八二)創業。熱田神宮の御用を勤めてきた老舗である。

*3 光保は二口屋の名跡を継いでいたため、受領名が「能登之掾」になっている。

(11) 芳賀登他編『日本人物情報大系』
第三十一巻 皓星社 平成十二年
(二〇〇〇) 三月所収

御用をめぐる東京在来菓子屋との関係

明治天皇に随行して上京した光保は、継続して御所御用を承るが、その一方で、宮内省が新たに東京在来の老舗の菓子屋である風月堂にも調進を依頼していたことが明治二十五年（一八九二）に刊行された『東京商業会議所会員列伝』の「大住喜右衛門君の傳」で紹介されている。

嘗て 聖上御遷都の御用菓子商黒川光保氏隨行して上京せり 然るに風月堂（一〇）の名稱宮内省に達せしを以て御用菓子調納の命を受く 君之れを拜辭して曰く 某卑賤御用品調進の榮を蒙る何物の榮譽か之れに如かん 然りと雖とも既に京都より隨行せし黒川氏あり 敢て同業者の榮を奪ふに忍ひす 因つて從來の如く黒川氏に命せられん事を謂ふと 宮内官も君の謙讓に感し其の乞ひを容れ 今猶黒川氏獨り之れを調納せり 故に黒川氏も亦其の厚志に感し 交誼最も親密なり

(12) 風月堂の所在地は京橋区南伝馬町二丁目（現中央区京橋二丁目、明治屋の向かい側付近）

これによると風月堂が御所御用を拜辭して光保に御用を譲ったとあるが、光保は上京当初より御所の御用を勤めており、後述の京都の光正とのやりとりをみても御用が途切れていない。何らかの必要があつて宮内省が複数の菓子屋を募ったのか、詳しい事情は不明である。ただ互いの店が近かつたこともあつて、黒川家と風月堂の大住家は懇意にしていたようで、後に光正が記した「東上日記」にも風月堂の名前がみえる。

また、後年設立される菓子業者の団体、東京菓子業同盟会では大住喜右衛門が顧問、光正の次男光景が副会長を務めており、両者が協力して業界を牽引したことがうかがえる。

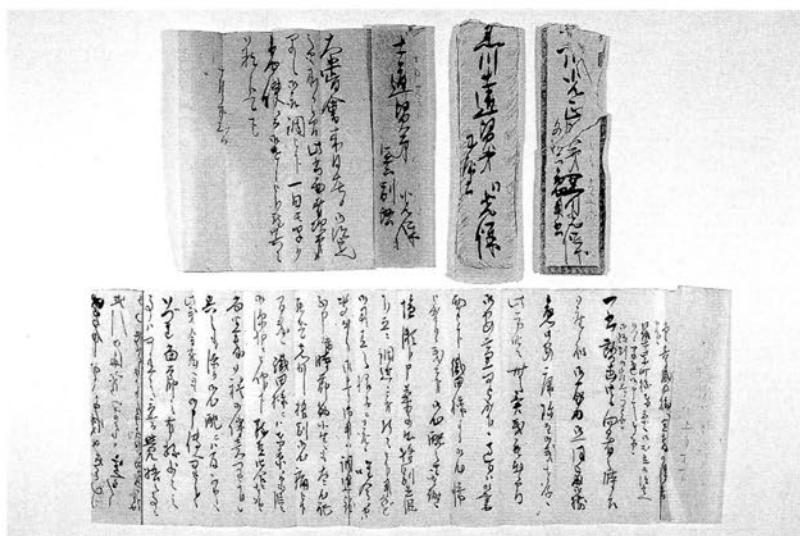
連絡を取り合う光正と光保

菓子の御用を継続して勤めることになった光保は、さつそく東京出張所としての営業を始めた。そして京都本店の光正に対しては、東京の社会状況や菓子業界の動きを知らせ、御所御用に必要な決まりごとを問い合わせるなどこまめに指示を仰いでいた。

以下、光保が光正に送った手紙の二、三を紹介する。

(13) 天皇一代一度の即位儀礼

(14) 『明治天皇記』第三によれば出火は午前一時二十分、鎮火は四時三十分である。



光保から12代光正へ送られた書状類

大嘗会⁽¹³⁾は、十一月十七日に決定しました。この手紙が着き次第（菓子の種類や上納の方法などを）調べて、一日も早く急ぎの便でお知らせくださいますよう、くれぐれもお願いたします。

明治四年（一八七二）十月二十三日「書状（大嘗会次第問い合せ）」
昨夜十二時過ぎ⁽¹⁴⁾から皇居西の丸が炎上、今朝方早くに鎮火しましたが、御殿向・諸役所ほかことごとく焼失し、赤坂離宮・大宮御所へ避難なさいました。まことになんともし申し上げ様もありません。お局様方はどうされているでしょう。詳しくは後ほどご報告しますが、とりあえずお知らせまで。

明治六年（一八七三）五月五日「書状（皇居炎上に付報告）」

過日は書状をお送りくださり、織田様より御心添えいただきました件につき、ご心配をおかけして申し訳ございません。

塩瀬という菓子屋が、御所の下賜用の菓子御用を大幅な値引きをして受けている模様ですが、現在天皇陛下の御上がりの菓子御用はしておりません。時節柄私も大変心配いたしておりましたが、特にご心配いただくほどのことはありません。

〔過日ハ御書面被下織田様より御心添被成候義ニ付御心配之由奉謝候 塩瀬ト申菓子屋格別直段下直ニ調進ニ付折々被下用など御用有之様子ニ御座候 唯今ニ而ハ決而く御上り御用ハ調進致不申 當時節柄小生ニも大ニ心配罷在候 しかし格別御心痛被下間敷候〕

年不詳五月二十一日「書状（東京の調進御用等近況報告）」

光保の死去

このようにして光保は、京都の光正と連絡を取りながら東京出張所での経営を続

(15) 禁裏御用商人で墨を納めており、十一代光寶の妹が長田家に嫁いだ関係から黒川家とは縁がつながっている。この時は光保家を後見する立場にあったようである。

けていたが、明治九年（一八七六）に急死した。光正の名代として明治維新の混乱期に東京へ派遣され、御所の御用を勤めながら着実に地歩を固めていったその業績は高く評価されよう。しかし一方で何年もの間本店の京都から離れ、御所の御用を一手に引き受けてきたことは、光保や店員に京都から独立した店であるという意識を持たせるようにもなった。

光保の死後は、その子茂太郎が光保を名乗り跡を継いだが、必ずしも順調とはいえなかった。明治十年五月黒川家と縁戚関係にある長田重慶⁽¹⁵⁾の代理である又造が、光正へ当時の状況を知らせ、今後について提案した、次のような内容の手紙を送っている。

一、光保上京のきっかけと現状

光保が東京で御用を勤めるようになったのは、御祖母様の説得によるものである。御祖母様のおかげで営業を続けてきた光保家だが、明治九年に光保が亡くなってからは臨時の出費が発生したうえに面倒なトラブルも起こり、ついには火事で店が類焼してしまった。

二、又造の提案

光保亡き後は、両家の母である御祖母様が東京に住んで御所御用を勤められるべきであると、長田家では考えている。

茂太郎が成長するまで十年ほどの間、御祖母様が東京の黒川家の後見人となってもらうことを、本人に諒承をいただいている。

光正が東京で御所御用を勤められる際には、「黒川」の名で（「虎屋」とは名乗らないで）して欲しい。

「乍恐奉申上候口上書」

ここでいう「御祖母様」とは、光正・光保にとって義理の祖母タケ（十代光廣の後妻）にあたると考えられる。タケがどのような人物なのか、なぜ光保家に強い影響力を及ぼしていたのか定かではない。しかし又造の手紙から推察すると、どうやら御所の御用に通じている人物と懇意にしていたよう

で、光保家としても今後の御所御用は、「御祖母様」抜きには成り立たないと考えたのだろう。

また、この文面では京都の光正に相当不利な内容になっているが、その背景には光保家が東京出張所での十年近い仕事のなかで着実に力をつけつつあったことが考えられる。

光正としてはもともと、東京の店はあくまで出張所であり、光保は自分の代理であると考えていた。しかし派遣されてから十年近く実際に御所御用に携わっていたことから、光保は、自身を単に東京出張所の経営責任者としてではなく、東京「虎屋」の店主と考えるようになり、周囲にもそう認知されつつあったことが推測できる。そして、光正が京都を出て東京で営業を始めることに危機感を持っていた。それゆえこの手紙にあるように、東京での御用は光保家と同様「虎屋」を名乗らないようにと光正に釘を刺したのであろう。

これを受け取って光正がどのような行動をとったのかは不明である。しかしこのまま京都にいて東京の店を監督しつつ、営業を続けるのは難しくなつたと考えるようになったとしても不思議ではない。

2——十二代黒川光正の上京と経営

一、光保家の不都合

明治十一年（一八七八）夏から秋にかけて明治天皇の北陸東海巡幸が行われた。その際の菓子御用を光保の店で承ったのだが、この巡幸中に不都合を起こし、宮内省から内々のお諭しを受けている。具体的な内容は伝わっていないが、十二年二月六日、十二代黒川光正が宮内省内膳課に出した願い書から、この不都合が光正の東京出店の直接のきっかけとなつたことがわかる。

(16) 六十一頁参照

(17)「御用御菓子調進之義ニ付奉願候」
(案文)

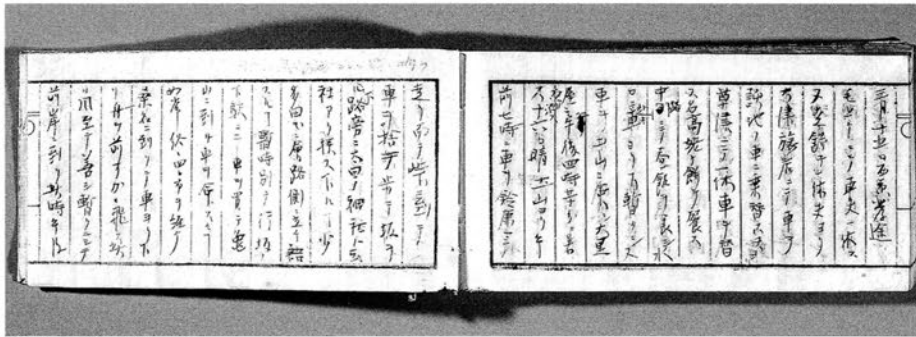
今日御菓子御用仕来候黒川光保義者 元来一家之二口屋光保ニテ 私事虎屋光正ヲ以テ兩名ニテ多年御菓子御用仕来候処 前年 聖上御東上被遊候 始メ御道中御菓子調進仕候様被仰付候ニ付 其節二口屋名主黒川光保御供ヲ以其儘東京住居仕 今日迄御菓子調進御用ヲ蒙り来り候段 重々有難奉存候 然ル處 聖上北越御巡幸之節 同家ヨリ調進仕候菓子類大キニ不都合ニ相成候 之御内諭ヲモ蒙リ何共奉恐縮候ニ付 今般私 皇居御接近所ニテ 同菓子出店仕候テ調進物等ハ十分入念仕 聊御用等御不都合仕不申候条 前年京都於テ納来候通黒川光正黒川光保兩名ニテ 御菓子調進仕候様御申附被下候得者 至極有難仕合奉存候

「御用御菓子調進之義ニ付奉願候」

これは、菓子の調進を今後も黒川光保・光正兩人に申し付けていたであろう願ひ出たものである。光正はまず、光保は本来虎屋と一家である二口屋の名跡を継いでおり、虎屋とともに京都で長年御所御用の仕事を承ってきたことを説明した後、東上の際に天皇にお供し、そのまま東京に居を構えてこれまで御用を承ってきたのは、その光保であるとしている。そして北陸東海巡幸での不都合を深謝した後、自身が皇居近くに店を構え、直接うかがうことになったと書いている。

ちなみにこれとほぼ同じ内容の別史料には、「然ル處明治十一年五月 黒川光保店方改革之後者、遂ニ無人ニテ手モ廻リ兼候ニ付御用調進等モ度々不都合仕」とあり、光保が経営を引き継いだ後、一年に東京の店で何らかの交事が起こって「無人」状態となり、御所の御用を勤めることもままならなかったことが書かれている。

このようにして光正による東京での営業が始まることになった。その要因としては、まず第一に光保の店が引き起こした不都合が、虎屋の致命傷となるのではないかという強い危機感を持っていたことがあげられるが、社会環境もようやく整って京都を離れてもやっていけるだけの見通しが立ったことも確かである。その一例が明治十年に終了した西南戦争である。「最後の内乱」と呼ばれるこの戦争が終息した結果、治安や経済が安定し、東京の人口、経済とも回復していった。このことも光正に



「東上日記」(明治11年)

(18) 虎屋での通称。原史料の外題(表書き)には「日記」とのみ書かれている。

12代光正東上旅程

第1回

往路 明治11年3月15日～22日(同行者 小森猶次)

3.15	京都—大津—草津—水口—土山
3.16	土山—坂下—龜山—石薬師—四日市—桑名—宮
3.17	宮—岡崎
3.18	岡崎—御油—新居—舞坂—浜松
3.19	浜松—見附—日坂—金谷—藤枝—静岡
3.20	静岡—原
3.21	原—箱根—小田原—大磯
3.22	大磯—神奈川—東京

復路 同年4月1日～10日

4. 1	東京—保土ヶ谷—戸塚—藤沢—小田原
4. 2	小田原—箱根—三島—今井
4. 3	今井—静岡—藤枝—島田
4. 4	島田—日坂—掛川—袋井—浜松—二川
4. 5	二川—御油—岡崎—宮
4. 6	宮—桑名—四日市—神戸—上野
4. 7	上野—松坂—山田—伊勢
4. 8	伊勢?
4. 9	伊勢?
4.10	伊勢?—関—大津—草津—京都

第2回

往路 明治11年9月16日～20日(同行者 光正妻マサ)

9.16	京都—草津—石部—水口—土山
9.17	土山
9.18	土山—関—四日市(9.19は記録なし。船で移動か)
9.20	横浜—東京

復路 同年9月29日～10月6日

9.29	東京—神奈川—大磯
9.30	大磯—箱根—三島
10.1	三島—静岡—丸子
10.2	丸子—藤枝—島田—日坂—見附—浜松
10.3	浜松—新居—御油—藤川—岡崎
10.4	岡崎—宮—桑名—四日市
10.5	四日市—石薬師—庄野—関—坂下
10.6	坂下—草津—大津—京都

二、光正の上京

「東上日記」⁽¹⁸⁾

光正が京都を離れたのは明治十二年(一八七九)三月のことだが、その前年の十一年にも出店の下見と準備のために三月と九月の二度にわたって上京している。光正はその際、人力車代、心付からおやつ代にいたるまでのこまごまとした費用を「東上日記」に克明に書き残している。

この頃、鉄道は明治五年に新橋—横浜間が開通しているが、東海道本線全線開通は二十二年になっ

上京決意を促す追い風になったと考えられよう。

てから。したがって当時の交通手段は江戸時代とあまり変わらず、主に徒歩であり、人力車や駕籠を使うのは、富裕層か、特別急ぐ人に限られた。光正の場合は人力車を中心に船や駕籠、横浜からは汽車も使いほぼ一週間で東京に着き、滞在も一週間程度で切り上げて、京都に戻るという急ぎ旅である。持病があつて無理ができないながらも、出店準備にかなり追われていた様子もうかがえる。

また光正は別記として春の上京について日記を残しているので、その一部を紹介しよう。

三月十六日晴

人力車を鈴鹿まで走らせ、峠に着いた後は徒歩で坂を下った。…(中略)…再び人力車を雇って亀山に行くよう命じ、四日市を経て桑名に着いた。桑名で人力車を降り、船で前須賀へ。風がよかつたので順調に岸に着いた。この時午後五時になっていたが雨が降りそうだったので、足の速そうな車夫を選んで宮駅に向かう。宮に着いたときはすっかり日が暮れて夜の九時半だった。明日は持病が出る気配があるので少し様子をみることにしよう。

三月十九日晴寒し

人力車を袋井まで予約したが、ひどく汚いので歩くことにする。天竜川に着いたが橋のあまりの長さに肝を潰した。「長さ六八〇間(約二二四〇メートル)ありますよ」と路傍の車夫が言う。橋を降りて人力車を雇い、日坂まで行ってもらい、そこで昼食をとる。

ここより坂が続くので、駕籠を勧める呼びこみがかまびすしい。そのため駕籠に乗り新聞を読んでいると、有名な富士山が冠雪しているのが見えた。旅人の目を楽しませる光景であった。

金谷に進み、また人力車に乗って大井川に至る。大井川といえば、昔は人夫が客を背負って渡していたが、今は橋ができて、その上を人力車が平坦な道のように走る。昔の人はなんと愚かで、今の人はなんと利口なのだろう。

三月二十一日晴

雀の眠りを人力車が起こして宿を出発。一里ほど行ったところで、東の山に太陽が昇った。…

(中略)：

沼津を過ぎて三島に午前七時に到着。ここから駕籠を雇って箱根に登る。有名な箱根の山は歩いて登れ、と言われていたのだが。峠にさしかかったのでここで昼食をとる。…(中略)：

道がでこぼこして大小の小石がいっぱいあったため、駕籠夫が滑って腰を打ち、駕籠のなかで眠っていた私も目を覚ましてしまった。鏡のような湖に富士山が逆さまに映っていた。…(中略)：

湯本というところでは木彫り売っていた。三枚橋で駕籠を降り、歩いて小田原に出た。その記述から、当時の社会状況なども垣間見え、情景描写や旅の感想を書きとめた筆づかいもなかなかのもので興味深い。

上京前の準備

京都を離れるにあたり光正は、京都店の家族、家屋敷などについて事細かな配慮をしている。

(19) 「『奥』店」の黒川家歴代記録
明治十二年三月三十日の条に「後事
取締之事ヲ小森猶次ニ(義弟) 依頼
ス」とある。

(20) 明治十二年三月三十日「約定書
(京都店開店に付き約定書)」

(21) 明治十四年十一月二十一日「條
約証書(御家并諸道具借用に付)」

(22) 京都府立総合資料館蔵

東京に連れていった家族は、妻マサと次男算雄^{かすお}で、長男の延太郎は黒川家の親戚の小森猶次^{おた}と於田鶴^{つづ}に後見を頼んで京都に残している。⁽²⁰⁾ また京都店の家屋敷(上京区十七組広橋殿町四〇三番地)については、番頭の河村松之助に預けており「虎屋の屋敷・もろもろの道具類について年限を決めずに拝借、毎月十円ずつを納めます。もし屋敷が必要になったら元のようにして明け渡します」という内容を記した借用書が残っている。⁽²¹⁾

なお、その後の京都店については、明治十八年(一八八五)六月に京都府知事あてに光正が「菓子営業鑑札願⁽²²⁾」を出して、「黒川光正雇人」である河村松之助に製造営業・小売営業・仕入れの鑑札の交付を、また同じく雇人の太田善三郎、西村岩次郎には出売鑑札の交付を申請していることから、経営には光正があたったものの、実際の店の運営はしばらく番頭の河村松之助らに任されていたことがわかる。



黒川光正・光保連名による葉子絵図帳（明治頃）

光正と光保の御所御用の分担

光正は上京に先立ち、御所御用の分担について検討しており、明治十二年（一八七九）三月十一日には光保あてに「誓言書」を提出している。

このたび、私どもは元数寄屋町四丁目に出店します。ついては従来の商売を続けるために、皇太后様にお菓子調進の御用についての願い書を連印で出し、お許しをいただければ、二年間は私どもで御用を勤め、その後は光保殿が引き継ぐこと。なお、両御所（禁裏御所ほか）の御用は、私どもの方では絶対しません。万が一、取り乱れてこちらにご注文がきても、速やかにそちらに引き継いで、決して当方でお菓子を作るようなことはございません。ただし、両御所と宮様の能の御用だけは、光保殿と私どもで交代で承ることにいたしますよう。

これを見ると光正は、当初は皇太后関係の仕事だけをするつもりだったようだ。これは、光保が約十年にわたって御用を勤めてきたことで、かなりの既得権が生じていたことを示している。それに加えて、前述の又造が書いた手紙にもあるように、光保家の立場を尊重するという光正・光保・長田三家での合意があったのだろう。

しかし北陸巡幸で不都合を起こしたことや人手不足など、当時の状況からすると、実際には光保家がとどこおりなく注文を受けることは難しかったであろうし、その後の虎屋の歩みをみても、次第に両者の立場が逆転していったことが想像できる。ただ上京したばかりの光正のほうも、いきなりたくさんのお金を御用を勤めることはかなわなかった。

いずれにしても、明治十二年以後は光正が「虎屋東京店」を経営、一方の光保家は虎屋から独立して京橋区南横町で「黒川」の名で営業を続けることになった。そして経営についても、光正上京後はそれまで光保に与えていた資金を、光正が貸金処理にして引き揚げるなど完全別経営のかたちが取られるようになった。⁽²³⁾

(23) 「東上日記」

(24) 『毎日新聞』明治三十九年四月三十日、商工社編『日本全国商工名録』

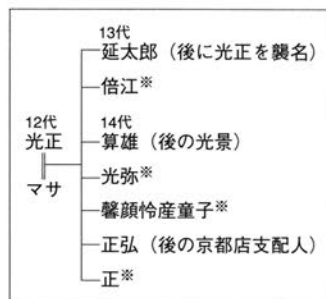
大正八年（一九一九）六月のほか、虎屋の史料では「東宮殿下行啓御用契約書」大正九年十月などがある。

(25) 大正十一年十月十六日「御願（お菓子値下）」（大膳寮二関スル書類）所収）黒川光景と連名で。大膳寮あて

類）所収）黒川光景と連名で。大膳寮あて

稟告
 敝舖御連部以来御當地へ支店開設
 罷在候ニ付江洲諸君御愛顧ヲ以テ多
 御用被仰付度伏而奉希望候
 京都一帯通都大府へ入
 虎屋近江事
 黒川光正
 御用菓子調進所
 東京赤坂區赤坂表二丁目壹番地
 同支店

12代光正家族の系図



※は夭折

- (26) 現中央区銀座五丁目六番二号 (安藤七宝店) にあたる。
- (27) 明治十二年 (一八七九) 三月二十五日「寄留証」
- (28) 現港区元赤坂一丁目三番五号 (柏屋酒店) 付近
- (29) 「東上日記」
- (30) 「奥」店」の黒川家歴代記録」明治十二年一月二十七日の条に「堀内嘉兵衛 (光保方元雇人) 當方へ雇入二付」とある。

東京支店 (赤坂表) のご案内

男延太郎 (十六歳)、それに次男算雄 (九歳) と、平田家の養子となった三男光弥 (八歳) の五人家族であった。さらに翌年の一月一日には、後に京都店の支配人として経営に携わる正弘が生まれることになる。

光正は東京で開店するにあたり、店員を東京で新たに雇い入れた。堀内嘉兵衛という店員はもともと光保の店で働いていた人物で、その時の誓約書が残されている。当時の店主と店員の関係を知る貴重な史料といえるだろう。

明治十二年 (一八七九) 三月二十五日、東京に着いた光正は当初京橋区元数寄屋町四丁目一番地に⁽²⁷⁾ 出店したが、それから約半年後の九月十四日には赤坂区赤坂表二丁目一番地に⁽²⁸⁾ 移転、京都に残した長男の延太郎も呼び寄せている。

転居先はもともと、御所に魚類を調進していた河内屋 (明治四年に上京) の屋敷であったが、主人の奥八郎兵衛と光正が知己だった関係もあり、そのまま譲り受けることになった。

当時の黒川家は、四十一歳の光正を家長として、妻マサ (三十五歳)、京都から呼び寄せられた長男延太郎 (十六歳)、それに次男算雄 (九歳) と、平田家の養子となった三男光弥 (八歳) の五人家族であった。さらに翌年の一月一日には、後に京都店の支配人として経営に携わる正弘が生まれることになる。

赤坂での開店

三、東京店での光正

その後御所の御用については、両者で分担しあう協力関係が大正時代半ばまで続いた。大正期の南横町「黒川」の店主は黒川三郎といい、当時の虎屋の店主十四代黒川光景ともよく連絡をとっていたことが、虎屋に残されたいくつかの史料からわかっている。ただ店の規模が違うのか御用を受けた量は圧倒的に虎屋が多くなっていた。現在虎屋で南横町の店について確認できるのは、大正十一年 (一九二二) の大膳寮への願い書が最後で、大正時代の末頃には営業をやめたとみられる。



西川武兵衛の勤めぶりが書かれた記事(『万朝報』明治44年10月28日)

誓約書

一此般東京御出店被成候二付 不肖之私手代二御召仕被下候上 左之條々堅相守可申候也
 一経費諸勘定精細ニ可致事
 一他二如何程好商法有之候共 私ヨリ御暇相願申出不申候事
 一手代職分可相守事
 一儉約可相守事
 右之條々堅相守聊違背不仕候 依誓約條件如件

明治十二年一月廿七日

黒川光正殿

堀内嘉兵衛(印)

「誓約書(手代堀内嘉兵衛より東京出店に付誓約の条々差出し)」
 これには、経費や諸々の勘定について正確を期すこと、他にいかに良い商売があろうとも、転職を申し出ない、また儉約を守るなど、入店に関する基本的な誓約が書かれている。

一方京都から連れて来た店員もいる。西川武兵衛である。おそらくその勤務ぶりが、東京での生活にも耐え得ると光正の眼鏡にかなったのであろう。見込んだとおり、東京でもその姿勢を崩さず働き続けたことから、十四代黒川光景の時に『万朝報』⁽³¹⁾ほかで記事になった。

虎屋の柱石 赤坂傳馬町三の九菓子商虎屋事黒川光景方雇人西川武平(六十二)は奉公以來今日迄五十年間一日も缺勤せず、時に同家の危きを救ひ、或は幼主を撫育する等虎屋の柱石として知らる、光景は武平が老年なればとて多額の慰勞金を贈りて隠居させんとせし所「足腰の利くうち

は働きます」とて肯入れず壯者を凌ぐ元氣にて勤め居るとは感ずべし

『万朝報』明治四十四年(一九一一)十月二十八日

ちなみに、無声映画の弁士であった徳川夢声は、たまたま西川の住まいのそばに住んでおり、懇意

(31)『都新聞』『日本新聞』『二六新聞』(明治四十四年十月二十八日)、『莫子新報』(十二月十日)などに掲載

(32) 明治十二年「金銭大入帳」、同
「當座帳」ほか

にしていたようで、当時の思い出話を後に次のように語っている。

明治三十四年から、三十七年ごろまで、私は赤坂表町の浜本屋の横丁を入ったところに住んでいた。横丁のつきあたりが、私たちの家で、五軒長屋の端である。…(中略)…この五軒長屋と平行に四軒長屋があった。その四軒長屋の一軒に、西川さんという品のよい老人がいた。それが虎屋の番頭さん？であった。

その西川さんに「イトちゃん」という娘がいて、私と同年ぐらいで、大通りの筋向うにある赤坂小学校の同級生だった。…(中略)…

虎屋の店は京都にもある。もともと、本店は京都だったのである。私の少年時代の友達イトちゃん、白毛頭の父さんは、たしか京都から来た人であった。

徳川夢声「赤坂の虎屋」『日本の老舗』第五集 日本老舗百店会 昭和四十四年(一九六九)十月
この頃の店員の生活を知るうえでも貴重な記録だが、西川の仕事を離れてのつましいながらも穏やかな暮らしぶりがうかがえ、ほほえましい。

出店当初の苦勞

このようにして光正の東京店での活動が始まった。上京当時の史料^③を見ると、さっそく天皇の日常のお召し上がりものや、賢所、女官等の注文を承っていることがわかる。しかし下賜や行幸などの公的な御用や役所単位での注文の獲得には苦心したようで、この時点の記録に実績は残されていない。

これは光保家のために御用を譲らなければならなかったことや、以前から出入りしている他の御用商人が勤めたこと以外に、十年の間に東京で新たに登用された役人が増え、京都において御用を勤めてきた虎屋の認知度が低くなった可能性も考えられる。

光正は御所御用を自認している以上、公私にわたる御用を勤めなければ店の信用にも関わると考えたのであろう。御納戸役所からぜひご注文をいただきたい旨を宮内省関係者をお願いした手紙が残っ

ている。

ご用筋柄、みだりにお願いするのは恐れ多いこととは存じますが、家業がうまく立ち行きますようご配慮を賜りたくお願い申し上げます。

ご承知のように私どもは古来御所御用をさせていただいております。明治維新の後は名代の者（光保）が東京へ出て御用を勤めておりますが、私は京都にありましてお役に立てず大変恐縮しております。

そうしたところ、このたびは皆様のお引き立てにより東京で開店することになりました。ところが今もって表向きの御所御用お菓子調進の仲間に入れてもらえず案じております。ご奉公のことは勿論ですが、先祖にも顔向けできず深く心を痛めております。内膳課からご配慮いただけるとの話もございますが、どうか私のことを不憫と思し召して、御内儀役所にも御納戸御用を仰せつけられるよう、お願いしていただければありがたく存じます。また追々表向きの御用を承るようになりしましたら、ご同僚の方とのお話のなかでも私どものことをおっしゃっていただければ、奥向きの皆様がお聞き届け下さるかもしれません。なにとぞご慈悲たまわりまして、私共の考えをお聞き届け下さいますよう、お願い申し上げます。

明治十二年十一月十五日

赤坂

虎屋光正（印）

藤井様

「内願志之覚」

（33）女官のこと

（34）明治十五年「内膳課諸家方御用扣」。同内容の史料は明治十九年までみられる。

光正が口添えを依頼している御内儀役所とは、内膳課にある内儀係のことである。この願いが聞き届けられたのかどうか、明治十五年（一八八二）以降、これまでの御用に加え、天皇の日常の食事を預かる内膳課からも注文をいただくようになった。³⁴さらに、光正が店主の座を降りた後の二十二年に



13代光正・12代光正(明治16年5月)

(35) 明治二十二年「大膳職御用干菓子直段帳」

は、大膳職の値段帳³⁵⁾がつくられている。徐々にではあるが、東京での基盤を築いていったことがうかがえよう。

光正の隠居と十三代の襲名

こうして東京での経営が始まった虎屋だが、明治十六年(一八八三)三月十七日、光正は四十五歳という若さで隠居、長男の延太郎が光正を襲名して十三代店主となった。上京後わずか四年足らずでのにわかな交代だった。交代の理由を示す記述は残っていないが、光保と光正間の書簡や「東上日記」のなかで持病について触れていることから、健康上の問題がその一つであったとみて間違いない。

延太郎が家督を継いだ年の翌十七年には、次男算雄が東京市麻布区網代町の岡本辨之助家に養子縁組をしている。子供たちの将来のめどが立って安心したからだろうか、十二代光正はそれから四年後の明治二十一年六月二日に東京で亡くなった。まだ五十歳の若さであった。

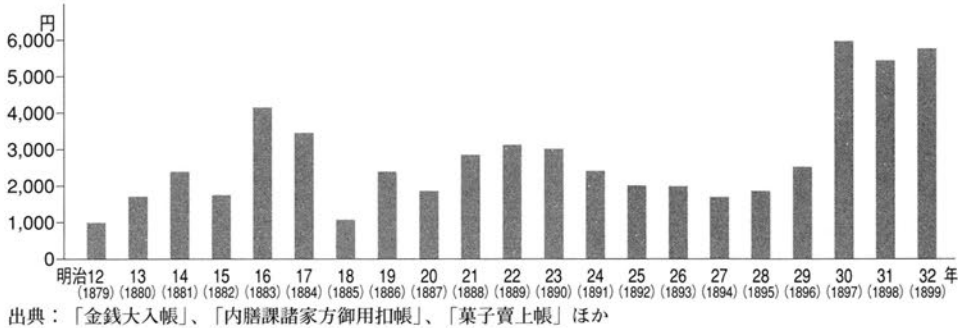
天保十五年(一八四四)に父の十一代光寶の死により、わずか六歳で店主の座について四十四年。

明治維新後、激動する時代の荒波に翻弄されつつも、見事にそれを取り切って東京店の基盤を築き、次代に引き継いだ功績から、虎屋では光正を「東京店開祖」と呼んでいる。現在もその命日を創立記念日とし、あわせてご先祖・先人感謝供養の法要を行って遺徳をしのいでいる。

3——十三代黒川光正の経営

延太郎は光正を襲名して十三代黒川光正となり、明治三十二年(一八九九)に弟の算雄と

明治12年～32年売り上げ高の推移（東京店分）



交代するまでの約十六年間店主を務めた。その間の業績については残された史料が少ないため詳しくはわからないが、二十歳という若さで店主の重責になったという点や、十八年から二十九年まで施行された菓子税への対応などで、苦勞も多かったであろう。

一、店の経営

販路の拡大と広告

十二代光正の時代（明治十二年～十六年）とその後を継いだ十三代光正時代（明治十六年～三十二年）の売り上げをグラフで見ると、明治十二年から始まって十三代の後期に当たる二十九年あたりまでは、多少の変化はあるものの総じて横ばいの状態だった。しかし、これが二十九年を境に急激に上昇する。その理由としては、この頃から十三代光正が従来の御所やお得意様ばかりでなく、それ以外への販売に積極性をみせ、新聞などに盛んに広告を出したことが大きな要因としてあげられよう。

虎屋の記録に残る最初の新聞広告は、明治二十九年五月二、三の両日、都内各新聞に出した粽の広告である。白粽が十本一把で八錢、外郎粽は同十二錢。前日にハガキで注文を受け、五把以上注文の方にはこちらからお届けする旨が書かれている（四二三頁参照）。

また、同年八月の『朝日新聞』には中元の勧めとして、「京都の菓子商虎屋近江出店赤阪區裏町三丁目黒川光正方にて發賣せし羊羹粽、水仙粽ハ風味甘美にして暑中の進物、茶媒杯にハ屈竟なり」とある。さらに「虎屋にて賣出したる粽は京都物産の竹葉にて巻きたるものにて」（『東京新報』明治二十九年八月）のように「京都」をアピールしているものもある。

粽に関する記事や広告は、以後明治三十年、三十一年と続けて季節が訪れるたびに出てくるが、その他の商品については今のところ新聞に掲載された記録がない。京都で端午の節句に欠かせない粽を、東京でも広めようとしたのだろうか。光正の菓子販売に対する姿勢が垣間見えるようである。



御用場の風景(明治42年)

謹告

各々採益御清榮大慶に奉
存候弊店従来御品負を蒙
り日に増し繁榮仕難有御
禮申上候陳者今般都合一
俣り左の所へ移轉仕候間
此段御披露申上候以上
此神備書二倍し御愛顧御引立ノ
親編ニ奉寄候敬白

明治廿八年六月

赤坂區裏三丁目九番地

虎屋近江市

電話十四十一番 黒川光正支店

店舗移転のお知らせ(明治28年6月)

このほか新聞広告ではないが、明治二十八年三月に、翌月から京都市岡崎で行われた第四回内国勸業博覧会のために、来賓や観客へ茶菓券や嘉祥菓子販売の広告ちらしを配っている。他の菓子屋と異なり、博覧会に出品したわけではなく、茶菓券も主に京都のお得意様が対象だったので、さほど積極的な販売活動とはいえないかもしれないが、少しずつでも販路を広げていくとする姿勢がみえ始めている。

赤坂裏への移転

明治二十八年(一八九五)六月、店舗が赤坂区赤坂表から、同区赤坂裏三丁目九番地(現港区赤坂一丁目五番八号、東京工場所在地)へ移転した。町名は四十四年に赤坂裏から伝馬町に変わるが、その後昭和七年(一九三二)に表町へ移転するまで、この場所で営業を続けた。

ちなみに、当時は店の規模が小さかったこともあり、店舗と製造部門(虎屋では「御用場」と呼ぶ)

コラム 菓子税の導入と菓子組合の結成

明治十八年(一八八五)七月一日、政府は陸海軍の軍備拡充財源として菓子税を施行した。

この税制は負担の重さはいうまでもなく、全二十二条にわたる内容も複雑で、実施に移されると繁雑な手続きや検査の厳しさに各地の菓子業者から不満が噴出した。

やがて大規模な反対運動に発展して全国的な広がりをみせ、業界有志による大蔵大臣あての陳情書が提出されたり、帝国議会への請願書、あるいは各種の意見書なども出された。また世論の関心も高まり、明治二十三年十月十五日の『時事新報』では、福沢諭吉が菓子税に反対する社説を載せている。

業界あげての努力が実り明治二十九年二月、菓子税廃止の法案はついに衆議院、貴族院の両院で可決、四月六日に廃止が正式に決まった。

なお、菓子税に反対して全国で繰り広げられた運動は、各地の菓子業者に対応策のための会合を開かせただけでなく、これがきっかけとなって、業界の意見を集約するため集まるようになり、同業組合などの結成につながる。菓子税撤廃を勝ちとった後、次第に機運が高まり、東京では明治四十一年十一月十八日に東京菓子同業組合、四十五年一月二十七日に東京菓子業同盟会が結成された。

* 飯村卯兵衛「全国菓子商意見書陳情書」明治二十六年(一八九三)十二月



虎屋糯の袋



虎屋糯使用法のしおり

が同じ敷地の中に設けられていた。製造場が工場として独立するのは、昭和十三年この場所に「伝馬町御用場（工場）」が竣工してからである。

二、虎屋糯をめぐって

十三代光正と糯

光正は店主在任中の終わり頃の明治三十年（一八九七）前後から、糯の開発と売り出しに非常な情熱を傾けた。

糯（乾飯）とは、蒸したもち米を乾燥させた保存食のことで、水にひたせばすぐに食べられるようになっていた。江戸時代には毎年京都所司代より御所に虎屋の糯が納められ、名物となっていたが、明治に入ってから作られなくなっていた。

光正は糯については相当な自信を持っていたらしく、明治二十七年～二十八年の日清戦争で、ビスケット風の「兵糧パン」が軍の非常食として重用され、ビスケット業者がうるおったことにヒントを得て、軍用糯の開発を思いついたことについて次のように述べている。

余か家に於て今尤も力を盡せるは虎屋ほしいなり、是れ實に祖先以來、禁裡に納め來りたる者に
して其製自ら世に誇るに足るものありと信すればなり…（中略）…

維新後この乾飯の再興に志したるは、彼の廿七八年の役に、御用商人が上納したる糯の性質について聴くに忍びざるものあり、爾後若し斯る不祥の事あらんには、希くは兵士をして完全なる糯に飽かしめんと欲したればなり、

『はな糯』第二号 大日本菓子協会 明治三十四年（一九〇一）四月
そして研究を重ねた結果、ついに新たな「虎屋糯」の開発に成功。この製品の優秀性を大々的にPRして、販路の開拓を試みるようになった。

商業登記公告

社名 黒川小谷合名会社
 事務所 下京區松原大和路東入二丁目興善町
 資本金 百四十番地
 會社ノ目的 食料品製造販賣 合名會社本店
 會社設立年月日 明治三十二年二月七日
 會社存立時期 設立ノ日より滿一十ヶ年
 社員ノ氏名住所
 上京區一條室町東入廣橋殿町四百
 番地平氏 養子 黒川光正
 下京區松原大和路東入二丁目興
 善町百四十番地平氏 小谷義一
 一 養務擔當社員ノ氏名 黒川光正 〇小谷義一
 右明治三十二年一月九日登記済
京都區裁判所

黒川小谷合名会社登記公告(『日出新聞』明治32年2月13日)



黒川小谷合名会社門前

(36) 明治三十五年四月二十四、二十五日北野千年祭での施茶の案内状には「京都 條室町東入虎屋主人黒川光正」とある。

糯の天皇献上

虎屋糯を世に出すために光正がまず最初に打った手は、天皇への献上だった。明治三十一年(一八九八)一月二十三日付の『日出新聞』によると、「黒川光政(正)は豫ねてより軍用乾飯の製造に苦心中なりしが好成績を得たる由にて先日の大演習を幸ひ岡澤侍從武官長を経て畏き邊りへ献上したる由」とある。

次の目標は、これを陸軍糧秣計画のなかで非常食として使ってもらうことであつた。同年十一月、光正は宮内大臣田中光顕に対し、虎屋糯を軍用食料として陸軍特別大演習に試用していただけないかという旨の請願書を出した。

しかしこれは聞き届けられず、翌明治三十二年二月十七日付の陸軍省からの回答は、軍用食料として特に不適當というわけではないが、今すぐ陸軍省で買い上げる必要もないと判断したという内容で、虎屋糯の陸軍納入は見送られることになった。

黒川小谷合名会社の設立と光正の隠居

光正はこのような働きかけを行う一方で、虎屋糯の本格生産をめざしてその受け皿づくりも進め、明治三十二年(一八九九)二月七日、京都市下京區松原大和路東入二丁目興善町一四〇番地(現東山区)に黒川小谷合名会社を設立した。

ここで注目しなければならないのは、設立間もない同年七月十一日に光正が隠居、三年前の明治二十九年に養子先の廃家のため黒川家に戻っていた弟の算雄が光景と改名し、十四代として店主を引き継いだことである。

三十六歳の若さで交代した理由は不明だが、その後、京都店の経営責任者として光正の名前が記録にしばしば出てくるところから、東京店を弟の光景に任せ、自分はできたばかりの黒川小谷合名会社の運営に専念しつつ、それまで店員が守っていた京都店の面倒もみるようになって

たと考えられる。

光正の虎屋櫛への情熱はその後も続く。恐らく自信の商品だけに、販路を広げなかったのだろう、黒川小谷合名会社と虎屋の連名で出された当時の広告を見ると、東京・京都のみならず名古屋でも販売されたことがわかる。

その後の光正

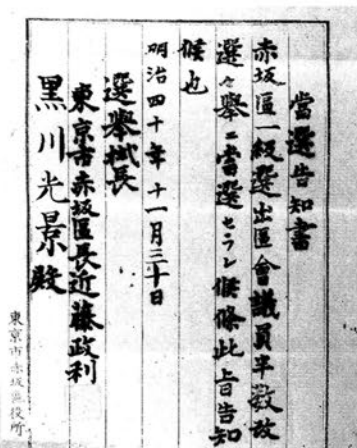
黒川小谷合名会社がいつその活動を終えたのか、またいつ虎屋櫛の販売をやめたのかは不明である。その後明治三十七年（一九〇四）五月に光正は母、妻と五人の子供を連れ、京都から鹿児島市薬師町へ転居している。新たな道を求めていることであった。光正が去った後の京都店の運営は、光正と光景の弟である正弘に任されるようになった。

鹿児島で光正が取り組んだのは、屋久杉や沖縄珊瑚の販売事業であった。これには当然莫大な資金が必要で、光正はこれらを借金によって賄っていたが、それを返済したのは弟の光景であった。これらの経緯について詳細な記録は残されていないが、断片的な史料からは、明治四十二年までには借金すべてが返済されていることが明らかになっている。しかもこの時期はちょうど売り上げが伸び出した頃であった。わが道を行く兄光正を堅実な光景がいろいろと手助けしたのだろう。

光正は鹿児島での生活を終えた後、再び京都に戻り、昭和十三年（一九三八）に京都店の敷地内に移るまで、北区紫竹で暮らした。そして六年後の十九年八月八日、八十一歳（満七十九歳）で波瀾に満ちた生涯を終えている。晩年は店員から「鹿児島の日那」、あるいは京都の住まいから「紫竹の隠居さん」などと呼ばれていた。

光正が虎屋の店主としては一風変わった道歩んだことについては、さまざまな解釈ができるが、低迷する売り上げを少しでものばしたい、また天皇が移ってしまった後の京都店を底上げしたい、という店主としての責任感が少なからず働いていたのだろう。決して長い店主期間ではなかったが、宣

(37) 全国菓子大博覧会の前身。昭和十年（一九三五）の第十回より現在の名称となり、第二十四回目が平成十四年（二〇〇二）に熊本で開催された。



赤坂区一級選出区会議員当選告知書（明治40年11月30日）



13代光正・京都店支配人正弘・14代光景（明治42年2月1日）

伝方法での工夫など、十四代光景へつながる取り組みも多い。

4 十四代黒川光景の経営

一、光景の履歴

十四代黒川光景は、明治四年（一八七二）二月九日、十二代光正の次男算雄として生まれた。いったんは麻布にある岡本家の養子になったものの、後に復籍し二十九歳のときに兄から家督を継ぐかたちで光景と改名し店主の座についた。その期間は四十年あまりの長きにわたるが、とりわけ明治後半から急速に店を発展させた手腕は、特筆すべきものであろう。

また、店主が経営者として店の経営に専念するだけでなく、広く業界や社会に目を向け始めるようになったのも、光景の時代からである。地元赤坂区の菓子製造人組合の総代を務めたのはじめ、明治四十五年一月二十七日に結成された東京菓子業同盟会の副会長に、会長は米津風月堂米津松造とともに就任したり、業界関係ではないが、四十年十一月三十日には赤坂区会議員に当選している。

このほか光景は明治四十四年四月に東京で開かれた初の全国規模の菓子博覧会、「第一回帝国菓子飴大品評会」の幹事にもなっている。率先して業界内の発展に寄与しようという姿勢がうかがわれる。ただし、こうした品評会には、虎屋は御所御用菓子屋としての立場から一貫して出品していない。

このようにして虎屋は着実に業界からの信頼を得ていくことになった。

二、東京店・京都店の運営

当時の菓子と広告

光景は十三代光正と同様、商品広告に力を入れた。それと同時に掲載する商品の種類も増やしていった。当時は、現在とは異なり受注販売方式をとっていたので劇的な売り上げ増を見込めはなかったであろうが、十三代の頃より宣伝する商品を幅広くすることでお客様の関心を少しずつでも高めていこうとしたのであろう。光景が出した菓子の広告の主なものとは次のとおりである。

粽ちまき

粽は十三代光正のときと基本的に同じだが、広告によつては「御注文のみ調進仕候 節句中は持参不仕候 店頭販賣も不仕候」(明治三十四年五月)という記述もみられる。節句時期の忙しい様子がかがえ、興味深い。

また、御所より大量の注文が入ったときには、次の記事のように予約の時期がずれることを告知しており、あくまでも御所の御用を優先にしていたことがわかる。

赤坂區裏町三虎屋事黒川菓子舗にてハ 大觀兵式参列遺族へ下賜さるゝ菓子三万以上の御用を引
請けたる爲 例年製造發賣する五月節句の白粽外十數種ハ今月末限其注文を謝絶すると

『万朝報』明治三十九年(一九〇六)四月二十六日

(38)『東京朝日新聞』『東京毎日新聞』

ほか 明治四十年七月

夜の梅

このほか節句時期ほどの力の入れ方ではないものの、中元や暑中見舞いの進物用として羊羹粽、水仙粽などをすすめる広告も出している。

(39) 「富士新聞」 明治四十一年十二月三日

(40) 安永五年（一七七六）の「御本途御菓子御直段帳」に「文政二年（一八一九）定メル」とある。

(41) 殷の忠臣伯夷と叔齊は、殷の滅亡後周の粟を食べることを恥じて岡に隠れ、蕨を食べてついに飢えて亡くなったという故事

(42) 出典不明。現存の史料では「後陽成院様御代より御用諸色書拔留」の安永三年（一七七四）十一月四日に近衛様御好として、その名がみえる。

(43) 「読売新聞」 明治四十一年五月二十五日

(44) 貞享・文化とも出典不明。現存の史料では干菓子としては元禄七年（二六九四）「諸方御用留」、棹菓子としては正徳元年（一七一）「新改禁裏様法皇御所様御用御菓子直段扣帳」にその名がみえる。

づけられた。

明治三十九年（一九〇六）七月一日『東京毎日新聞』の広告に「煉羊羹製にて風味至て美 夏氣（土用中と雖も）腐れる憂なく進物用には適當に御座候」とあり、別の広告には「文政年間新製のお菓子」として歴史性が強調されている。

また『菓子新報』の連載企画「名物菓子紹介」（明治四十三年一月十日）には、
 虎屋と云へば菓子舗の代名詞たるもの、如く其名字内に普し 蓋し京都御所の御用を奉仕せしもの故ならん 同家に製する夜の梅と稱する煉羊羹あり 風味至極美にして 價も却々高價なるものなり 現今にては東京にも同店ありて時々大膳職の御用を承まはる由
 とあり、すでに夜の梅が注目商品であったことをうかがわせる。

岡大夫

岡大夫とは中国の故事にちなんだ菓銘で、蕨粉を使った生菓子である。明治四十年七月十四日の『読売新聞』には、「岡大夫とは享保年間（一七一六―一七三六）に工夫された上品な珍菓で薄茶に適する訝なお菓子であるから 中元または暑中の進物にも好いと云ふ事だ 製造元は赤阪裏町三丁目虎屋」と書かれている。

また同月に出された広告にも、「夏菓子として無類の珍品」として「一個四錢以上」という価格で販売するとある。

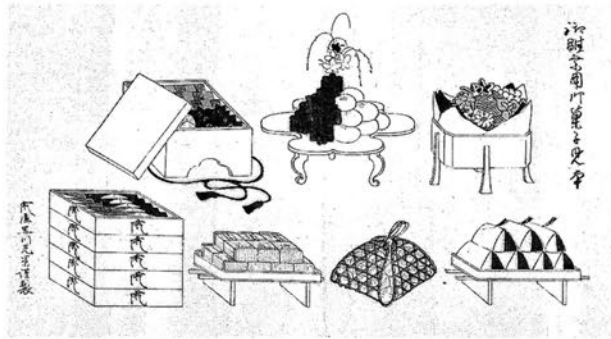
若 緑

赤白緑三色の菓子で、現在は季節の羊羹として販売されることが多い。普通の羊羹とは異なる華やかな色合いをアピールして、商品の知名度アップを考えたのだろうか。広告は明治四十一年五月十二日の『毎日新聞』ほかに出されており、その宣伝文句には「貞享頃或る高貴の御方の御好にて謹製致し御銘を頂戴せし作菓にして文化頃煉羊羹に新製し紅白青の三段の棹菓子にて風味尤も佳良 御接客用及御進物に適し候間御求めの上御好評を有らんことを乞」とある。



英文の広告

(45) 「新聞広告貼込帳」



「御雛祭用菓子見本」

雛菓子

粽ほどではないが、節句菓子として雛菓子の広告も出している。明治四十二年二月十七日『都新聞』の雑報には、「赤阪裏町三丁目とらや菓子店にて賣出せる雛菓子は高尙優美なりとて好評を博し來りしか本年も今廿七日より店頭に取揃へて廉價に販賣する由」とある。また、来店したお客様やお得意様へ配ったのだろうか、色刷りの商品見本も残されており、雛菓子ならではの華やかさも漂うできばえである。

虎屋饅頭

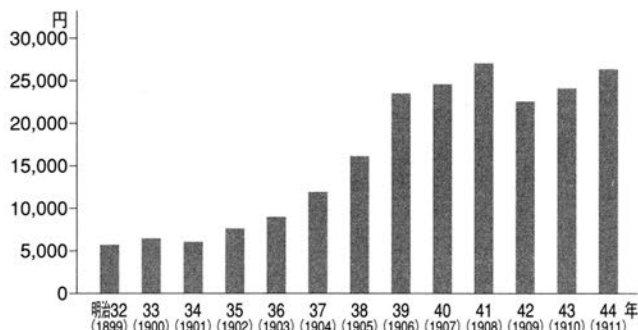
虎屋饅頭とは酒皮饅頭のことで、現在は十月から三月に販売されている。明治三十九年六月一日『大阪朝日新聞』ほか数紙に「維新以來中絶致居候虎屋饅頭六月一日ヨリ一箇二錢ニテ賣出候ニ就テハ多少ニ不拘御用向奉願上候」として、京都限定で六月一日から一個二錢で復活販売することが書かれている。

なお、この広告を貼った史料には、「下記ノ廣告ハ明治三拾九年六月一〇ヲ以饅頭再興ノ賣出シヲ廣告セシナリ 其新聞ノ社名ハ大阪朝日新聞京都付録ニ特別ニ出 一日ヨリ六日迄 大坂毎日新聞京都付録特別ニ出ス 一日ヨリ六日迄 京都日出新聞 一日ヨリ五日迄 京都新聞 一日ヨリ四日 滋賀日報凡ソ三回 京都株式新報七日 京華日報七回 其后凡廣告掲載ノ十一月迄凡ソ月三回ハ以スナセリ」という書き入れがある。

光景の頃も、節句菓子などを一部店頭販売したほかは、ハガキや電話などでお客様から直接予約をいただくか、あるいはお得意様などへは店員が御用聞きにうかがうという方法をとっていたが、光景はそうしたお客様へのサービスにもさらにいろいろ工夫を凝らしている。

例えば明治三十四年の『医海時報』四八四号に出した広告文に、「店頭販賣の儀は一切不仕候 御注文次第調製可致候 尤も御都合により見本持參御伺可致候 猶御便宜を謀り東京京都交換の菓子券發行致候」とあるように、東京と京都の間で交換が可能な菓子券を発行していた。恐らく両方の店で

明治32年～44年売り上げ高の推移（東京店分）



出典：「菓子製造小資金高利帳」、「菓子賣上日記」

(46) 「Only makes of Japanese excellent confections. Since when the imperial palace was in Kyoto, our confections have enjoyed long-continued patronage from the imperial household」(原文のまま)

の販売の相乗効果をねらったことであろう。

また、いち早く外国人にアピールしようとしたのだろうか、「京都に御所があったとき以来、当店のお菓子は御所御用としてご愛用いただいている精選されたお菓子です」⁽⁴⁶⁾ という意味の、英語で書かれた広告があるのが目を引く。

三、売り上げとお得意様の動向

売り上げの急上昇

明治十二年（一八七九）から二十九年までの約十八年間、虎屋の年間売り上げは、二〇〇〇円から三〇〇〇円台で低迷していた。ところが、翌三十年から急に五〇〇〇円台に上がり、十三代光正から

コラム 京都本店、東京支店

明治時代の虎屋は東京と京都のどちらを本店、どちらを支店と呼んでいたのだろうか。

十三代光正の時代、明治二十八年（一八九五）六月の赤坂裏への店舗移転の通知には、「黒川光正支店」とあり、この頃は東京の店は京都の支店であるという方針をとっていたことがわかる。

次の光景の代になっても、明治三十四年の『医海時報』に載った広告に、

（本店）京都市一條通室町へ入る

（支店）東京市赤坂區裏三丁目九番地

とあるほか、明治三十九年の各種様の広告にも「京都出店虎屋近江事黒川光景」とあるなど、店主は東京に移ってきたけれども、もともとは京都の店であることを強調

していたことがうかがえる。ただ、当時東京は光景、京都は十三代光正（後に弟の正弘）がそれぞれ別に経営を行っていたため、本店、支店という言い方はしていたものの、独立した店舗のようなかたちになっていた。

「京都本店」「東京支店」という体制はその後、大正、昭和初期と続くが、昭和十三年（一九三八）十五代黒川武雄が京都店の経営もみることになって、「京都店」「東京店」の呼称に変更

される。そしてこの呼び方は昭和二十二年に虎屋が株式会社となり、東京が本社と位置づけられてからも続けられることになる。



『医海時報』（明治34年）

明治40年～45年の主要顧客一覧

個人

皇室	宮城、東宮御所、高輪御殿
宮家	朝香宮鳩彦王、有栖川宮威仁親王、華頂宮博忠王、賀陽宮邦憲王、閑院宮載仁親王、北白川宮能久親王、久邇宮邦彦王、竹田宮恒久王、梨本宮守正王、東久邇宮稔彦王、東伏見宮依仁親王、伏見宮貞愛親王、山階宮菊麿王
華族	公爵 岩倉具綱、九條道實、三條公美、島津忠濟、徳川家達、徳川慶喜、二條基弘
	侯爵 淺野長勲、池田禎政、小松輝久、大久保利和、佐竹義生、四條隆愛、鍋島直大、前田利爲
	伯爵 小笠原長幹、大村純雄、島津忠麿、橋本實頼、林博太郎、松平直亮、松浦厚、室町公大・公藤
	子爵 秋元興朝、井上勝純、入江爲守、榎本武憲、岡部長職、朽木綱貞、相良頼紹、高松公秋、竹内惟忠・惟治、戸澤正巳、成瀬正雄、東園基愛、堀河護麿、松平容大・保男、松平直平、松平直徳、松平頼孝、毛利元雄、吉井信實、吉田良正、長谷信成、山口十八
	男爵 岩倉具徳、吉川重吉
官吏・政治家	伊藤博文(公)、岩村通俊(男)、大隈重信(侯)、尾崎三良(男)、阪谷芳郎(子)、高橋是清(子)、松方正義(公)、前島密(男)、山本達雄(男)、林友幸(伯)、芳川顕正(伯)、渡邊千秋(伯)、石井菊次郎(子)、井上勝(子)、黒田清綱(子)、花房義質(子)、波多野敬直(子)、福岡孝弟(子)、福羽美静(子)、山尾庸三(子)、榎本武揚(子)
実業家	岩崎小弥太(男)、岩崎久弥(男)、大倉喜八郎(男)、渋沢栄一(子)、益田孝(男)、三井高保(男)、三井高弘(男)、森村市左衛門(男)、高橋新吉(男)
軍人	大島久直(子)、樺山資紀(伯)、山縣有朋(公)、寺内正毅(伯)、橋本綱常(子)、村木雅美(男)
その他	音羽屋、穂積陳重(男)

注：() 内は爵位を示す。

企業・団体

企業	金港堂、東海銀行、日本銀行、村井銀行
財閥	三井財閥；三井銀行同族会
学校	教立高等女学校、第三高等学校
役所・病院	貴族院、東京慈恵会病院、日本赤十字社
軍	陸軍大臣官舎
寺社・団体	泉涌寺、日本倶楽部、日枝神社、本願寺
飲食店	亀清楼、清月、精養軒、瓢屋、星岡茶寮、八百勘

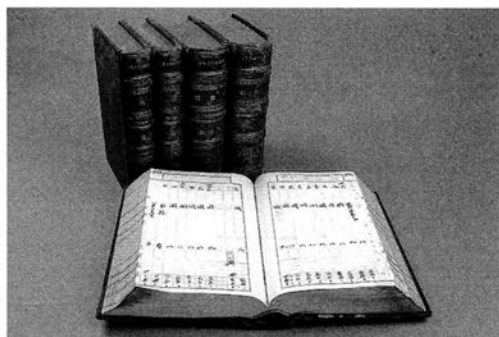
順不同

光景に店主が交代した後、三十六年過ぎからはさらに上昇する。これは、御所をはじめその他の御用の受注が順調に推移したのに加えて、従来どおりの注文販売を主体としつつも十三代の頃から行ってきた宣伝にさらに力を入れて、お客様の関心を誘うように努力したことが功を奏し、売り上げ倍増へとつながったと考えられるだろう。

明治後期のお得意様

ところで、当時のお客様は一体どのような方々だったのだろうか。

(47) この時期御所関係の帳簿を「御用帳」と称している。
 当時のお客様を知る史料に「大福帳⁽⁴⁷⁾」があるが、残っているのは、明治四十年（一九〇七）以降で



「御用帳」「大福帳」(明治43年)

ある。それでも当時を知るには非常に貴重な史料である。

全体の傾向をみると、やはり宮家、華族、明治の元勳、財閥、軍人などが中心。しかし、明治の末年になると、赤十字社、神社、寺院のほか、出版社、銀行、学校などの名前も散見されるようになり、顧客層が少しずつではあるが広がりがつつあることをうかがわせる。

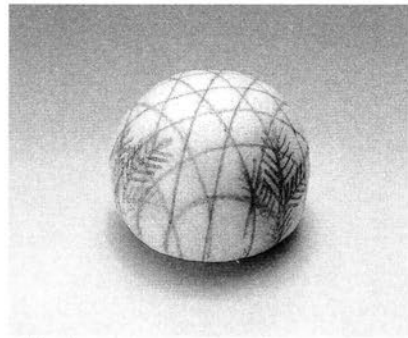
御所と虎屋

さて当時の御所と虎屋との関係はどうであつたか。明治四十三年（一九一〇）十月二十五日の『菓子新報』（臨時増刊第七十二号）は、「九重の御菓子」の見出しで次のように書いている。

九重の雲深き大内山の御奥にて畏くも至尊を始め奉り 御手に觸れさせ給ふほどの御菓子は皆大膳職にて御精製申上ぐる由なるも 時折には赤坂虎屋黒川などに御用命仰付けられ 同店にては恐懼齋戒して謹製し 東宮御所を始め麻布御殿、各宮御殿にまで納め來れる由なるが 其種類は千種の多きにも及び 毎月廿五日までには必ず翌月の御下命書を御達し相成るが 恒例にて一ヶ月中同一種のものゝ御下命は絶えて無く 折々は何かな珍しき御菓子を奉る様にと女官を経て御内命あり 彌が上にも吟味を重ね趣向を凝らして奉りたる品にて 幸ひ御意に叶はせられしやに同はるゝ御菓子には 陛下自ら御命名遊ばされ 虎屋のみにても羊羹は言はずもがな月影、三河の澤、亂菊、浪花津、御門饅など既に御命名の光榮を擔ひし御菓子の數二十種の上にも及びりと洩れ承る 扱て其の材料は凡て純日本糖のみを用ふることゝし 黒砂糖は大島薩摩のもの、純白糖は阿波土佐等の者を用ひ苟且にも科學的なる器械製糖は全然使用せず 念入りの上にも念入りに精製し 製造場の如きは日々の消毒掃除は勿論 職人の服なども悉く隔日に更衣せしめ 常に細心の注意を怠らず 製造場内には如何なる事あるも斷じて婦人の出入を禁じ 虎屋にては十三歳の幼時より當年六十二歳まで五十年間勤め來るれ譜代の職工が製造監督には主人自ら之に當りて其の謹嚴なること殆んど想像にも餘る程なりと 因に一年の御菓子料は約二十餘萬圓に上る由なる



養子になった頃の武雄



明治天皇に御銘をいただいた若紫

も 多くは御下賜の料なる由 御用命を蒙る老舗は 記前虎屋 有楽町の鹽瀬 銀座の風月など
其の重なるもの、由也

ここには、虎屋が天皇から御銘をいただいた菓子箱は二十種を超えること、また虎屋ではこれらのお菓子箱を製造するにあたっては、衛生面に細心の注意を払うなどの厳しい姿勢で取り組んでいること、あるいは御所からご用命を受けている主な店としては虎屋のほか二店があること……などが紹介されているが、明治天皇から菓子箱をいただいたことについて、光景は、天皇崩御後の大正二年（一九一三）三月二十八日の『菓子新報』第一〇八号で次のように語っている。

先帝陛下は菓子に對する趣味が甚だ深く御在しました如く、私に對して數々献進の御下命もありましたが、其の度毎に材料其の他について御注意があつたばかりでなく、菓子箱の名稱についても古歌等より極めて優美なものを抽き取つて御下賜になつた事も度々ありましたので、私は唯々恐懼に堪へざる次第でありました。

明治天皇に御銘をいただいた菓子箱に「若紫」がある。薯蕷饅頭に籠目と根引きの松をあしらつた意匠だが、『源氏物語』を愛読された天皇が、幼い若紫が伏籠に入れた雀が逃げ去つたことを悲しむ場面から銘を下された、といわれている。この菓子箱は主に宮中の行事に使われてきたが、現在では意匠を変えて、一般に販売されている。

四、福田武雄との養子縁組

明治の後半にかけて順調に業績を伸ばした光景だったが、その一方、虎屋の跡目相続についても彼なりに心を砕いていた。光景と妻光榮との間には長女算子と長男の利一がいたが、利一が幼くして亡くなったため、黒川家には男の跡継ぎがなかったからである。

当時の日本は兄弟が多い子たくさん家庭もかなりあり、男子に恵まれない資産家など後継者が必要

(48) 現東京大学

な場合、他家より長男以外の男子を養子に迎えて家系の継続を図るのは、よくあることであつた。とりわけ優秀な大学や高校に籍を置く子弟がその対象となつたが、光景もその例にならい、明治四十四年(一九一一)一月九日、出入りの医師の紹介で当時第一高等学校⁽⁴⁸⁾の学生だつた福田武雄を養子に迎えることとなつた。

かくして、虎屋と黒川家は懸案となつていた後継者を得て明治という時代を終わるが、この武雄こそ、後に十五代店主となつて、現在の発展の基礎に貢献した重要な人物となる。また武雄の資質を見逃さず後継者に選んだ光景も、すぐれた見識を持つていたといえよう。